

# フランス会計生成期の考察

仁木 久恵  
(税理士)

フランスの会計にも長い歴史の中で培われてきた特徴がある。会計の歴史検証は、現在の会計の有益な分析手段となる。

フランス会計の生成期の検証には、複式簿記のフランスへの伝播の過程も重要要素となる。イタリア半島諸国において複式簿記は生成されたが、地域の経済環境により発展過程も異なり、地域的特徴が生じた。商取引でフランスと関係の深かったトスカーナの商人兼銀行家が会計の知識と技能をもたらし、フランス会計の源となった。

フランス国内での会計の発展を法制面から検討すると、1673年世界最初の成文商法である商事王令に記帳義務が定められ、複式簿記という言葉も法令の中で初めて記された。帳簿は係争時の証拠能力を認められ、それを担保するために厳しい記帳様式も定められた。とりわけ詐欺破産において帳簿に与えられた役割は大きく、債権者保護の考えへとつながるものである。さらにナポレオン商法典、所得税法、および会社法の制定からは確定決算主義も誕生し、現在のフランス会計へと発展するのである。

## A Study on the Formative Period of French Accounting

Hisae Niki  
(Zeirishi, Certified Public Tax Accountant)

French accounting has developed over a long history. Examining its history is a useful method for analyzing current accounting practices.

The spread of double-entry bookkeeping to France is an important factor in examining the formative period of French accounting. Double-entry bookkeeping was developed on the Italian peninsula, but its development there was different due to the regional economic environment, leading to regional characteristics in accounting practices. Merchant-bankers from Tuscany involved with France through trade brought knowledge and skills of accounting to France, and thus originated French accounting.

From a legal perspective, the 1673 Royal Ordinance on commerce was the world's first written commerce law, and it established an obligation for bookkeeping. This ordinance also marked the first written appearance of the world "double-entry" in legislation. Bookkeeping was given an important role especially in case of fraudulent bankruptcy, and it led to the principle of creditor protection. Furthermore, the Napoleonic Commerce Code, income tax law, and corporate law led to the birth of the principle of definite settlement of accounts, developing into the current French accounting practices.

## I はじめに

EU 域内の上場企業の連結財務諸表に 2005 年から IFRS 適用が義務付けられたことは周知のことである。フランスはコンバージェンスという方法を選び、会計基準の改訂を行ったが、それは長い審議を要するもだった。EU 諸国の中でもフランスは準備が遅れていると当時指摘された (Lefebvre, F. [2004] , pp77-82.)。対応が迅速だった国々は、アングロ・サクソン文化圏や、確定決算主義を採用していない北欧の国々であった。また、世界的にも IFRS を採用している国は、コモンウェルス系の国が多いことから、各国の会計基準が持つ属性が大きく影響していることは明らかであった。

会計が発展してくる過程の中で、フランス会計も自ずと特徴が備わってきたわけであり、そこには社会的背景が影響を及ぼしたことであろう。フランスの会計の歴史を考察することは、現代にも受け継がれているフランス会計の特徴を分析する有効な手段であると考えられる。

## II 中世イタリア半島諸国の会計

### 1. フランスとイタリア半島諸国

ローマ帝国崩壊の後、長い停滞の時代を経たヨーロッパは再び活力を取り戻し、とりわけイタリア半島の都市国家はヨーロッパの経済の中心として繁栄していた (Roover (de) [1966] , p.1)。フランスでは 13 世紀、海洋貿易で輸入されたオリエントの商品と、東方へ輸出する毛織物の交易の地として、シャンパーニュ地方の四つの街 (Lagny, Provins, Troyes, Bar-sur-Aube) で大市が開かれ活況を呈した。このシャンパーニュ大市は、これら四か所を巡回する形で、ほぼ一年中、どこかの街で大市が開催されており、ここにオリエントの商品を持ってやってくるのがイタリア商人だった。彼らは、輸入元であるヴェネツィアやジェノヴァなどの海洋都市の商人ではなく、イタリア半島内陸部のトスカーナ地方の商人だった。トスカーナ商人達は、商品売買をするだけでなく、同時に両替商でもあり、大市に集まる商人たちに対し貸付や決済業務を行う銀行家でもあり、大市の金融業務を担っていた。ここにフランスとトスカーナ人との関係の始まりを見ることが出来る。

13 世紀末になると、パリ、ブルージュ、ロンドンなどの都市が発展し、交易も行商から定住の商社や商店が中心となった。これらの諸都市での商業活動にも、トスカーナ地方フィレンツェの商社兼銀行が重要な地位を占めた。激しい過当競争の後、14 世紀初頭に台頭したのがフィレンツェの三大商社 (Bardi, Peruzzi, Acciaiuoli) である (Roover (de) [1966] , pp.1-3, Roover (de) [1974] , pp.128-138)。

トスカーナ地方の事業形態の特徴は、「コンパニア (compagnia)」と呼ばれる継続的な事業組織を形成したことにある。これは、ヴェネツィアなどの海洋交易に見られるような航海ごとの事業形態と大きく異なるものである。13 世紀頃のコンパニアは、家族や血族で結成され、一族の出資によるものであったが、三大商社が出現する頃には一族以外からの出資を受け入れるようになり、出資者をパートナーとしてコンパニアに迎え入れていた。コンパニアは継続的な事業体であったが、今日の継続企業とも異なり、パートナーシップの契約期間に基づくものだった。通常、2～3 年から長くて 5 年位であり、契約期間の終了と同時にコンパニアも解散した。しかし、引き続き新たな契約が結ばれ、事業は継続した。同じ事業内容で同じ屋号を使用したため、長期にわたる事業体のように見えたが、契約ごとに解散と設立を繰り返すものだった。

商社兼銀行のコンパニアは、パートナーからの出資のみならず、外部の人からも「預金」という形で資金を調達した。この豊富な資金力により事業を拡大し、大規模化していったのである。自己資本に加えて負

債による資金，そして為替手形の発明が，トスカーナの銀行業を発展させた。フィレンツェの三大商社は，イタリア半島の諸都市，フランスのアヴィニオンやパリ，ロンドン，ブルージュ，北アフリカを含む地中海，エーゲ海にまで拠点を増やし，100人にも及ぶ社員，10万フロリンという当時では考えられないほどの巨額な資本金を有していた（Roover (de) [1966] , pp.2-3）。しかし，三大商社も設立からわずか50年足らずで，1345年頃に相次いで破綻してしまう。原因は回収不能に陥った巨額債権で，王族や法王庁の戦費調達のために貸し付けていたものだった。

三大商社破綻以前の会計を現存する古文書により検証すると，シャンパーニュ大市でのフィレンツェの商人の貸付金の記録から，複式記帳の採用が明らかになる。記帳形式は上下対照であるが，貸付金勘定とその貸付先に対応する人名勘定が設けられており，記帳にはクロスレファレンスも付されている。取引を二面的に複式記帳している点から，複式簿記のトスカーナ起源説の根拠とされる帳簿であるが，帳簿全体が現存せず，全取引が複式記帳されていたか否か検証しえない。また帳簿締切手続きなど不明点も多いため，複式簿記とは言い難いとされる（Roover (de) [1974] , p.123）。

三大商社の会計書類では，破綻処理時に商務裁判所に提出され文書庫で保管されたものの多くは現存している。設立当初の頃は，上下対照の勘定形式であったが，取引数の増加に伴い，一冊の帳簿の前半を借方，後半を貸方とする前後形式が採用された。この前後形式は，上下対照形式から左右対照形式への移行期とされる。またコンパニアという形態のものでは，パートナーへの利益配分の計算が必要であり，そのために損益計算が行われるようになった。パートナーの契約終了時には必ず損益が計算され，利益分配し，コンパニアは一旦解散した。そして解散時の残高は，次の契約の開始残高に振り替えられた。

勘定式帳簿が用いられていたが，全ての取引が複式記帳されているわけではなかったため，損益計算は財産法により行われた（Roover (de) [1974] , p.135）。損益計算はまだ定期的なものではなかったが，損益を確定するために決算を行うことが定着していった。この点にトスカーナ地方の会計の発展が特徴づけられる。損益計算を重視するがゆえに，決算を行うことが慣習となったのである。これは，決算や損益計算に関心が低かったヴェネツィアの会計と相対するものである。

## 2. ダティーニ社

トスカーナ地方における単式簿記から複式簿記への移行は，14世紀後半に隆盛をみたダティーニ社の会計記録により明らかになる。トスカーナのプラート出身のダティーニ氏は，1363年に南フランスのアヴィニオンでパートナーとして出資し商社の経営に参画した。当時のアヴィニオンには法王庁があり，そのため多くのイタリア人が在住し繁栄していた。この時期のアヴィニオンはフランスの経済史においても重要な位置を占め，アヴィニオンのイタリア人達はその後のフランスの発展に多大な影響を与えた。

法王庁のローマ帰還に伴い，1382年にダティーニ氏も故郷のプラートに戻り，事業を大きく発展させた。ダティーニ氏には後継者がなく一代で終わるが，彼の屋敷に残されていた500冊に及ぶ帳簿，10万通の商業文書，契約書，為替手形，船荷証券，保険証書，小切手などは「ダティーニ文書」と呼ばれ現存している。

プラート帰還後は，二人の決まったパートナーとコンパニアを形成し，1410年にダティーニ氏が没するまで続けられた。起業の地アヴィニオンをはじめ，本部プラート，その他イタリア半島に3拠点，スペインに2支店を持つバルセロナ拠点，商社5社，製造業2社，個人会社2社を擁し，フィレンツェには銀行も設けていた。この拡大した経営組織は，個人会社を除き，それぞれの拠点がコンパニアの形式をとるものであった。本部と各拠点との関係は，拠点の独立採算としながらも，本部の強いコントロール下にあるもので，並列的でありながら同時に縦のつながりを有するものだった。

ダティーニ社の会計では、まず会計期間に発展が見られる。アヴィニヨン時代は、コンパニアの契約期間に応じた会計期間であり、その契約期間が不規則であったため、10か月から2年以上に及ぶものまであり、統一された期間ではなかった。プラート帰還後は、わずかな例外はあるが、1月1日から12月31日までの1年と定められ、定期的な決算が行われた。つまり、毎年12月31日にコンパニアは解散し、翌日の1月1日に新たな契約のコンパニアが発足していたことを示すものである。これは継続企業の一定期間の決算ではなく、契約終了時の利益配分のための決算であり、それを原則暦年の1年間としたものであった。パートナーも、事業内容も、屋号も変わらないが、契約上コンパニアは解散と設立を繰り返していたのである。形式的にはコンパニアの契約期間に従った決算であるが、もちろん期間損益の計算が目的だった。

このようにダティーニ氏は1年という会計期間を設け、厳格にそれを遵守した。コンパニアの契約に基づく利益配分のためとはいえ、期間損益の概念が生じていたことは明らかであり、経営上の有益な指標として用いられたことが推察される。しかし、本部プラート、事業の中心アヴィニヨンおよびフィレンツェ以外の拠点は、会計期間は一定ではなく、従来通りコンパニアの契約期間に基づいていたことが伺える。その理由は不明だが、各拠点は決算報告の義務を負い、報告書は本部に集められ統括管理されていた。

第二点目の発展として、「ヴェネツィア式」と呼ばれた左右対照形式の採用が挙げられる。現存するダティーニ社の帳簿では、1383年設立のピサ拠点の元帳に左右対照の記帳が見られる（Villain-Gandossi [1969], p.22）。設立年の元帳からすでに左右対照が採用されていた理由として、ピサ拠点の会計担当者の知識が優れていたこと、また従来からの帳簿を移行する手間がなく新規に始められたことなどが挙げられている（Melis [1962], p.403）。他社の帳簿にも左右対照形式が見られることから、まさにこの頃が前後対照から左右対照への移行期とされる。その後1386年までにはピサ拠点およびフィレンツェ拠点は完全に左右対照形式に移行し、さらに1393年にはダティーニ社全拠点において左右対照形式で記帳が行われたと分析されている（Pelagallo [1938], p.27）。

第三点目の発展として、損益計算書の作成が挙げられる。この点こそ複式簿記の完全実施を示すものである。従来から損益計算を重視していたトスカーナ地方であるが、その計算方法は資産と負債の実地棚卸により作成される「ピランチオ (bilancio)」に基づく財産法により算定されていた。財産法による算出方法では、損益の額は把握できるが、損益の源泉を知ることはできないという欠点がある。正確で完全な複式記帳が行われていなければ、損益法による損益計算はできない。逆に言えば、損益計算書の作成は、全ての取引が複式簿記により正確に記帳されるようになったことを意味する。1397年のピサ拠点の損益勘定が現存しており、会計期間こそ1年ではないものの、左右対照勘定の採用も早く、これらの点がピサ拠点の会計担当者の能力が優れていたと評される所以である。

このような複式簿記の発展は、コンパニアという企業形態に伴う損益計算書の必要から生じたトスカーナ地方の特徴的な帰結であり、複式簿記完成への重要な発展として位置づけられる。フランスの会計との関係では、アヴィニヨンの重要性が挙げられる。ダティーニ社もプラート帰還後も事業の中心はアヴィニヨンであり、現存する帳簿の数もアヴィニヨン拠点が群を抜いて多く、重要拠点だったことが伺える。これはトスカーナの会計技術が南フランスのアヴィニヨンで実施されていたことを意味し、多くのフランス人が実務面でトスカーナ人から学んだであろうことは容易に想像できる。アヴィニヨンの繁栄とイタリア人の事業活動が、フランスの会計の発展に大きく寄与することとなったのである。

### 3. メディチ銀行

トスカーナの歴史のみならず、ヨーロッパの歴史においても重要な位置を占めるメディチ家であるが、

その繁栄の源となったメディチ銀行の会計資料を分析することは、会計の発展においても意義深いものである。1397年、メディチ銀行はフィレンツェにおいて設立され、以来5代のメディチ家当主により、1494年の破綻まで約100年にわたり経営が続けられた。メディチ銀行もダディーニ社や三大商社と同じく、組織形態はコンパニアだった。創業者一族と外部のパートナーの出資によるものであったが、メディチ銀行と三大商社には少なからず相違点がある。まず、三大商社が多くパートナーによる出資だったのに対し、メディチ銀行は少数のパートナーであった。次に各拠点の責任者を必ずパートナーとし、出資を求め、経営上の責任を求め、無限責任とした。そして、三大商社の場合は拠点責任者が必ずしもパートナーではなかったため、責任者の報酬は給与という形であったが、メディチ銀行の拠点責任者はパートナーであるため、その報酬は出資割合に応ずる利益配分によるものだった。

事業形態はコンパニアであり、組織の成り立ちは現在のホールディングカンパニーのシステムと遜色のないものである。メディチ家が2/3、パートナーが1/3の出資により中核となるメディチ銀行を設立し、各拠点銀行および製造会社にメディチ銀行と拠点責任者が出資する形で、全社がメディチ銀行傘下にあった。三大商社の場合は本支店の関係であり、ある支店の回収不能債権の発生により全社が破綻した前例が組織形成を考案するきっかけとなった。各拠点は経営上の自由裁量を有したが、毎期の会計報告を義務付けられ、本部の総支配人が会計書類を入念にチェックした。これは監査のさきがけでもあり、会計報告の必要性和重要性が認識されていた表れである。

会計の観点からは、複式簿記の完全実施が判明する。各拠点から本部に送られていた会計書類は、現在の貸借対照表および損益計算書に該当するものであり、元帳の貸借対照表科目の借方残高表および貸方残高表、損益計算書の売上高項目と費用項目からなり、利益算出を行っている。銀行という業務上、現金有高明細表や支払利息明細表が添付されているものもある。

報酬確定のための決算が始まりだったが、メディチ銀行の頃には期間損益計算が当たり前に行われるようになっていた。また期間はフィレンツェ暦（3月25日から翌年3月24日）が用いられており、ヨーロッパ各地の全拠点でフィレンツェ暦を会計期とし、統一的に決算が行われていた。定期的な決算と期間損益計算が経営上の有益な情報として、会計の意義が拡大していたと考えられる。また、見越繰延費用、減価償却、引当金の項目も見られ、発生主義の会計がすでに実行されていたことも明らかになる（Roover (de) [1966], p.265）。

メディチ銀行本部および各拠点の会計書類が古文書として多く現存している一因として、銀行の会計書類が公文書に準ずるものとして商務上の係争時に証拠書類として用いられていたことが挙げられる。もとより会計は債権債務の備忘記録として始まり、債権債務や信用取引には公証人が文書を作成していた。経済規模の拡大とともに信用取引量も増加し、公証人の文書作成では追い付かなくなった。そのような状況で、次に証拠能力を有する文書として用いられたのが銀行の書類だった。そして銀行は記録の作成および保存に慎重な態度で臨んだのである。こうして会計は係争時の証拠書類としての新たな社会的意義をもつものとなった。

フランスとメディチ銀行の関係をみると、1446年にアヴィニオン・メディチ銀行が設立され、1464年にリヨン・メディチ銀行が設立されている。リヨンについてはフランスの国策が大きく関与するものであった。シャンパーニュ大市の後、国際交易の場としてジュネーブ大市が台頭していた。リヨンを商業都市として発展させるために、1462年ルイ11世はフランス商人がジュネーブ大市に赴くのを禁じ、それまで年2回の開催だったリヨン大市を年4回、計60日とした。それに伴いトスカナ人を中心とする多くの両替商や銀行がリヨンにやって来た。メディチもジュネーブ・メディチ銀行を閉め、リヨンに移転した。このルイ

11世の政策により、リヨンは通商と金融の街として発展することになる。こうしてリヨンのフランス人達は、トスカーナの銀行家から実務上の多くを学ぶことになった。

#### 4. ヴェネツィアの会計

フィレンツェと肩を並べて繁栄していたのが海の都と呼ばれるヴェネツィアである。そして複式簿記と言えばルカ・パチョーリと言われるように、ヴェネツィアは会計でも必ず名前が挙がる都市である。1494年、修道士であり数学者であったパチョーリは、複式簿記を論述し、ヴェネツィアで印刷出版した。その著書は600ページを超える代数学の大著であり、そのうちのわずか30ページほどに「勘定と記帳」という題目で会計についての解説が記された。この会計の著述は、商人が必要とする商業数学に編纂されたものだった。

内容は記帳の意義に始まり、記帳方法、帳簿組織、決算、会計書類の作成など複式簿記を網羅的に説明するものである。複式簿記の解説書として世界初の印刷物であったことがまず意義深いですが、好評を博し版を重ねたことから、解説書としての完成度も高かったことが推察される。

ヴェネツィア式会計の特徴は、まず記帳様式が現在と同じく左右対照であることがあげられる。トスカーナでも上下式、前後式に続き、ヴェネツィア式の左右対照へと移行していった。次に仕訳帳の使用が挙げられる。他地域では取引のメモ的役割の覚書帳と勘定別の元帳の2種類が使用されていたが、ヴェネツィアでは覚書帳から仕訳帳に記帳し、それからクロスリファレンスを付して元帳に転記するように発展した。仕訳帳の採用は誤記帳の減少と共に、取引全体を把握するのに役立つものであると「第2の帳簿、仕訳帳」の章で解説されている(Pacioli, L. [1523], p.201)。そして、借方貸方の新しい呼称の使用がある。それはPer(～から)とA(～へ)で示される前置詞であり、主語を「自分」に変換して考えるものである。この新しい用語の使用は、貸借の混乱を避ける点で有意義である。

トスカーナの会計慣習と比較すると、家族経営の企業が大半を占めていたヴェネツィアでは利益配分の計算を必要としなかったため、決算や期間損益計算への関心が薄く、パチョーリの解説でも帳簿の締め切りや決算についての記述は少ない。家族経営で海洋貿易のヴェネツィアと、コンパニアで金融業のフィレンツェの経済環境の違いが、会計の発展にも大きな影響を及ぼしたのである。

#### 5. フランスへの会計の伝播

フランスの経済発展は、イタリア半島の商人たちとの取引が始まりであり、実務上多くを学ぶものであった。シャンパーニュ大市でのトスカーナ商人との取引、フィレンツェの三大商社のパリ支店、アヴィニヨンの法王庁を巡る繁栄、そして経済的発展を目指したりヨンへの政策など、常にトスカーナ人との深い関係があった。フランスの会計は、トスカーナ人の会計が伝播したというのが通説である。

メディチ銀行の破綻とパチョーリの出版は、奇しくも同じ年の1494年である。イタリア半島の異なる経済環境にある両国において、それぞれの発展過程を経て複式簿記は生成された。債権債務の備忘記録から、報酬額の確定のための損益計算へと発展し、そのために期間損益の概念が生まれ、決算が定着した。期間損益の算定や会計書類の分析は経営上の有益情報であることも認識され活用された。さらに係争時の証拠書類として会計書類が用いられ、会計は新たな社会的意義を持つようになった。公証人作成の文書から、半公文書とされた銀行の会計書類、さらには商人の会計書類と広がりを見せた。帳簿の証拠能力を担保するためには、正確で偽りのない記帳が前提となる。このように経済活動の実務の中で培われた会計および会計の意義をフランス人は学んだのである。

### III フランスの法整備と会計

#### 1. リヨンの手形交換所の諸規則

1673年、ルイ14世により制定された「商事王令」は、世界最初の成文商法である。商人の記帳義務が商法に規定された最初の事例でもあり、会計史上の大きな発展であった。商事王令以前に、訴訟手続きの統一のため、「1667年民事訴訟王令」および「1670年刑事訴訟王令」が制定されていた。これらの王令は、各地における法令や規則をもとに起草され、中でも民事訴訟王令と商事王令は、リヨンで施行されていた規定を参考にしたものである。

1463年のルイ11世の王令以来、リヨンでは年4回の大市が催されていた。大市では2週間の取引期間が設けられ、その2週間の商談の後、金融業者を交えて支払や決済業務が行われた。支払は主に為替手形によるもので、審査に3日間、引受や決済に3日間と続けられ、手形交換所が設けられた。商人間の係争には大市裁判所（後に商事裁判所となる）が設けられ、その手続きを定めたものが「1655年リヨン大市裁判所訴訟手続規則」である。

訴訟手続規則は、全169条からなり、「商人の帳簿」に関する記述もある。商人の帳簿が証拠書類として提出されることが規定された。これは帳簿の証拠能力が認められていることを示すものである。「商人の帳簿の不備、改変、改ざん、粉飾」については、調査にあたる専門家の選任や調査機関が定められている。規定では、「帳簿(livre)」と記されており、それが元帳を示すのか、他の帳簿を示すのかは不明だが、元帳を示すと考えられる。

次いで会計に関する法令として、「1662年リヨンの商取引と為替手形の支払いに関する王令」が公布された。全21条からなり、20条に「リヨン大市において特権を与えられた全ての銀行家、手形帳保有者、卸売商人、および商人は、書式に従った元帳(livres de raison)に記帳しなければならない。また全ての小売商店主および小売商人は、日記帳(livres des journaux)を記帳しなければならない。さもなければ破産の場合、詐欺破産者と宣言され、相当の刑を言い渡される」と規定された。商取引に従事する全ての者に記帳を要求するものであり、小売商人には取引日記帳を、それ以外の者には元帳への記帳が求められている。これは、小売商人を除いて、複式簿記の知識を有することが前提であることも意味し、記帳が「義務」と明示されていることに注目すべきである。

これらの法令は、信用取引の拡大とそれに伴う係争の増加を示すものでもあり、係争時の解決と商取引の秩序の構築を目指すものである。証拠書類としての商人の帳簿の採用、および記帳義務を定め、正しい帳簿の提出により詐欺破産の嫌疑を晴らしようと初めて規定され、後の「商事王令」に引き継がれる。

#### 2. 商事王令

1673年、ルイ14世の治世下、世界最初の成文商法である「商事王令」が公布された。この商事王令は各地の慣習法をもとに一国の統一した法令へと発展したものである。さまざまな地域や業種により設けられていた規則や規定とは異なり、商業全般についてフランスの国全体に適用される商法典である。リヨン大市の諸規定と同様に、「記帳義務」が規定され、また「複式簿記」という文言が法律上初めて用いられた点でも意義深い。

商事王令において、会計に関する規定は3か所ある。第1章の商人についての規定、第3章の記帳についての規定、および第11章の破産・詐欺破産についての規定である。第1章では、普通商人および大商人（商店主、親方）になるための必要な知識が述べられており、そこで「複式簿記および単式簿記による帳簿及び

記録に関して諮問を受けなければならない」と規定されている。「複式簿記」という用語が法令に明記されたのは、他国に先駆け初めてのことで、これはフランスにおける複式簿記の普及の程度を示すものでもある。

第3章では、全10条全てが帳簿と記帳に関するものである。普通商人、大商人、および金融業者に分類し、帳簿備え付けの義務、つまり記帳義務を唱え、続いてそれぞれに求められる帳簿の種類と記帳様式が規定されている。小規模商人を除き、商務を営む者には「全ての取引、為替手形、債権債務、家事に支出した金銭を記載した帳簿」が求められ、さらに金融業者は仕訳帳も求められた。正規な帳簿であることを示すため、商事裁判官等の署名やページ数の記入などが求められ、厳格な様式が定められている。金融業者の帳簿は商人の帳簿よりもさらに厳しい様式が求められた。このような点は、金融業者の帳簿が半公的な書類<sup>(1)</sup>として扱われていた中世イタリアの慣習によるものであり、係争時の証拠力の高さを示すものである。

金融業者に対しては明確に「仕訳帳」の記帳義務を示している。これは、1539年12月の王令(Edit)において、すでに金融業者が仕訳帳を備えることが義務付けられたことによる(Messé [1846], p.112)。商事王令では、仕訳帳の記帳について特別に条文を設け、「仕訳帳は、日付順に、ブランク(空白)なく、各項目および末尾で区切り、記帳しなければならず、マージン(左右上下の余白)には何も書き込んではない」と規定している。これらから、金融業者には元帳の記帳義務がすでに定着していたことが明らかになる。また、王令の目的の一つが「仕訳帳」の普及であったとも考えられる。

仕訳帳が明確に規定されていたのに対し、他の条文中の帳簿は、何を指すのかという疑問が王令発令当初から寄せられた。それに対し、1703年の注釈書(Bornier [1703], p.393)は、「商人に求められた帳簿は、元帳である」と記している<sup>(2)</sup>。しかし、その後の1720年の注釈(Savary des Bruslons [1741], p.168)<sup>(3)</sup>には「普通商人には仕訳帳と元帳が求められる。(中略)大商人は複式簿記による諸帳簿の記帳が求められる。複式簿記の諸帳簿とは、覚書帳、仕訳帳、および元帳の3帳簿を指す。1673年王令の1条、3条、および5条に記された商人の帳簿とは、仕訳帳である」と記述されている。約20年の間に、解釈の変化が見られる。これは、フランスにおける仕訳帳の普及と、その重要性の理解が定着したと推察される。17世紀になりようやく仕訳帳が求められたことは、フランスの会計がトスカーナの実務から始まり、その後ヴェネツィアの特徴であった仕訳帳の使用が取り入れられたことの表れであると考えられる。

そして第11章の破産の規定では、詐欺破産を疑われた場合に第3章で定めた帳簿が提示できなければ、詐欺破産とみなされうると定められた。詐欺破産と宣告されれば、もちろん厳罰に処せられることになり、王令では死刑を規定している。

詐欺破産の禁止および罰則規定は、商取引での秩序の構築を目指すものである。債権者の権利を守るため、虚偽の破産を申し立て債務を免れようとする者を取り締まる規定である。正しく記帳され様式を充たす帳簿は、債権者の権利を証明するものであるが、嫌疑をかけられた債務者の正当性を証明する証拠にもなることを示すものである。このような17世紀の事象から債権者保護の考えが生まれ、会計の発展に影響を与えたものと考えられる。

### 3. クロード・イルソンの簿記解説書

商事王令制定の後、財相コルベールは会計学者のクロード・イルソンに商事王令第3章「帳簿」の実施について諮問し、規定の遵守に必要な会計知識の解説を依頼した。それに答える著書が1678年に出版された。中でも第2章の一般法則は、それまでの解説書に見られないものであり、次のような内容である。

第1規則 仕訳帳は取引を時系列に、元帳は取引の種類により記帳するものである。

第2規則 帳簿はよく綴じられなければならない。王令3条にあるように略署名および続き番号による

ページ数記入がなされなければならない。

第3規則 帳簿は明瞭でなければならない。整然さや明確さを欠いてはならない。

第4規則 帳簿は真実でなければならない。

第5規則 帳簿はいかなる収入も省略してはならない。

第6規則 会計担当者は経営に関することのみ記帳せねばならない。

第7規則 取引を遅滞なく記帳しなければならず、月や年のずれがあってはならない。

パチョーリ以後も幾多の会計解説書が出版されたが、このように原則を述べ、その理論を説明し、実務への適用を表すものは稀有であり、とりわけ一般法則には、現代の会計原則に通ずるものである。

この一般法則を説く第2章の前段には、その必要性が次のように説かれている (Irson [1678], partie I, b ter)。「仮に記帳することが、取引を管理する人達の備忘記録のためでしかないのであれば、各人が良いと思うものを規定すればよいのであり、記帳に多大な慎重さと正確さをもった規則を決める必要はない。」続いて、「各人が採用した記帳の法則から、それが合理的かつ合法的であることを示す」とし、裁判での有用性を説いている。この記述からはまた、すでに帳簿が係争時の証拠能力を有することを前提としていることがわかる。

また、この解説書において、帳簿は「忠実 (fidèles)」かつ「正確 (exacts)」でなければならないと述べられている (Irson [1678], partie I, b quart.)。ここで用いられた「忠実 (fidèles)」という語彙は、20世紀のイギリス EC 加盟時に、フランスの会計原則において議論的となる文言である。

国の隆盛は商業活動の活性による収入が裏付けとなり、その商業を発展させるためには、秩序正しい取引環境の確立が必要となる。秩序整備で商人が取りうる手段が記帳であり、それら帳簿は法的な証拠能力を有すると解説されている。

#### 4. ナポレオン商法典

1789年フランス革命の後、政権の座に就いたナポレオン・ボナパルトは、内政面でも様々な改革に着手し、革命で壊滅状態となった産業の復興、財政立て直しのための税制改革、そして法制度および行政制度の整備を行った。法整備においては、ナポレオン五法典を制定し、1807年に商法典が公布された。商事王令に比べ量的にもかなり増加し、商法としての充実がみられ、近代商法の先駆的な役割を果たすものである。会計については、第1巻、第2編「商業帳簿」および第3巻「破産」に規定が設けられている。「すべての商人は仕訳帳を備え…」と条文が始まり、「商業帳簿」は全10条の規定からなる。商人が備えなければならない帳簿は、仕訳帳と財産目録 (inventaire) であり、これは商事王令との相違点でもある。商事王令の規定にあった帳簿が何を指すか疑問が呈され、数々の解説がなされた。発令当初、商人に求められる帳簿は「元帳」とされたが、時が経つうちに求められる帳簿は「仕訳帳」とであると解釈が変わっていった。そして、このナポレオン商法典において、明確に「仕訳帳」と規定されたことになる。これは複式簿記を考えると、仕訳帳から元帳に転記し元帳を作成するため、正しい仕訳帳を要求すれば規定が求める目的は充足されるためであると理解することができる。

続いて帳簿の様式として、ページ数、略署名、検印の必要が定められており、それらの要件を充たした帳簿は証拠として裁判官により認められる旨が規定された。商事王令の帳簿の証拠能力を踏襲するもので、そのための厳しい帳簿の様式も引き継ぐものである。この公的機関に略署を求める手続きは、その煩雑さゆえ賛否があり、実行されていないという批判にもかかわらず、帳簿の証拠能力を担保するものとして、1953年の商法改正まで条項が残された。

## IV おわりに

フランスの会計は、複式簿記の生成過程であったイタリア半島の商人達から始まった。優れた会計の知識と技術をもった彼らに習うものであった。フランスの経済発展の歴史からも、トスカーナ人との交流が中心であったことは明らかであり、金融業の会計の特色、およびコンパニアという組織の特色から発展した会計がフランスに伝播したと考えられる。

会計に関する法整備も、銀行の会計を規範にして制定された。記帳の義務に始まり、銀行家は公人であるとまでサヴァリーの解説書に記してあったように、帳簿に係争時の証拠能力が認められた。リヨン大市の諸規則でも帳簿が証拠能力を有していたことが明らかである。

17世紀、会計規定が始めて商法の条文に設けられた。ここに、フランス会計の特徴とされる二つの要素を見ることができる。まず形式的な面で、成文主義が挙げられる。フランスの法制度が成文であるように、近代の会計制度においても成文であることが特徴である。そして、内容的な特徴として、債権者保護が挙げられる。この思想が生まれた背景には、詐欺破産など当時のネガティブな状況があり、その是正が発点となった。しかし、この債権者保護の制度は、取引の安全性を担保し、経済活動の健全化と活性化につながるものとして、今日までフランス会計の特徴として受け継がれている。

この債権者保護の思想は、貸借対照表の資産に担保価値を求めるものであり、そのことから資産に財産価値を求める財産性の原則に至る。17世紀にはまだ今日的な貸借対照表は誕生していないが、重要な会計書類として財産目録の作成が求められた。

商事王令およびナポレオン商法典にも会社の規定と会社会計の規定があるが、1867年に会社法が独立して制定された。会計も配当利益の計算が重要な目的となり、「財産目録」、「貸借対照表」および「損益計算書」の作成が義務付けられた。

さらに、1914年および1917年に所得税法が制定され、個人および企業の所得税の課税が始まった。それまでの税制に所得税という直接税が考案され導入されたのである。税額の算定のため、所得の計算が必要となった。このように会社法や税法が求める会計が必要となったが、それぞれが散逸的な会計を設けるのではなく、一つの会計を基にする確定決算主義の考えが生まれることとなった。

今日のフランス会計に挙げられる債権者保護、成文主義、そして確定決算主義は、長い歴史の中から生成されたものである。このような歴史的観点からの考察は、各国の会計基準の理解を深め、さらに今世紀の会計の諸問題に対処する上で有益であると考えられる。

### 注

- (1) 1675年のサヴァリーの著書「完全な商人」において、「銀行家は公人 (personnes publiques) であり、係争時には取引の説明をしなければならず、その取引を記した帳簿は裁判で信用される」と述べられている。
- (2) 1703年の注釈書には、「最も重要なのは、仕訳帳であり、それは仕訳帳が他の帳簿の記帳や勘定を検証するものであるから」と解説がある。
- (3) 「商業の一般書」は1720年初版であるが、本稿では1741年版を参照する。

### 引用文献

Bornier, P. [1703] *Conférences des Nouvelles Ordonnances de Louis XIV*, Tome second, chez associez choisis par ordre de Sa Majesté, pour l'impression de ses nouvelles Ordonnances, Paris.

Irson, C. [1678] *Méthode pour bien dresser toutes sortes de comptes à parties doubles, par débit et crédit, et par recette, dé-*

- pense, et reprise*, Paris.
- Lefebvre, F. [2003] *IFRS 2005*, PriceWaterhouseCoopers, Editions Francis Lefebvre.
- Melis, F. [1962] *Aspetti della vita economica medievale (studi nell'archivio Datini di Prato)*, Casa Editrice Leo S. Olschki, Siena.
- Messé, M.G. [1846] *Le Droit Commercial dans ses rapports avec le Droit des Gens et le Droit Civil*, Guillaumin et Cie, Libraires, Paris.
- Ordonnance [1667] *Ordonnance du 2 juin 1667 portant règlement pour le commerce de Lyon et concernant les lettres et billets de change*.
- Ordonnance [1673] *Ordonnance de Louis XIV, roy de France et de Navarre, pour le Commerce, règlement pour le commerce des négociants et marchands tout en gros qu'en détail*, donnée à S. Germain en Laye au mois de Mars 1673.
- Pacioli, L. [1523] *Summa de arithmetica geometria, propotioni et proportionalita*, Paganino, nuova impresa in Toscolano.
- Peragallo, E. [1938] *Origin and Evolution of Double Entry Bookkeeping – A Study of Italian Practice from the Fourteenth Century*, American Institute Publishing Company, New York.
- Roover(de), R. [1966] *The rise and decline of the Medici Bank 1397-1494*, W. W. Norton & Company Inc.
- Roover(de), R. [1974] *Business, Banking, and Economic Thought in Late Medieval and Early Modern Europe, Selected Studies of Raymond de Roover*, The University of Chicago Press, Ltd.
- Savary, J. [1675] *Le Parfait Négociant ou Instruction Générale pour ce qui regarde le Commerce de toute sorte de Marchandises tant que France, que des Pays Etrangers*, Paris.
- Savary des Bruslons, J. [1741] *Dictionnaire universel de Commerce*, Paris.
- Stile [1657] *Le stile de la jurisdiction royale établie dans la ville de Lyon et présentement unie au Consulat pour la conservation des privilèges royaux des Foires*.
- Villain-Gandossi, C. [1969] *Comptes du Sel (Libro di ragione e conto di sel) de Francesco di Marco Datini pour sa compagnie d'Avignon 1376-1379*, Bibliothèque Nationale, Paris.

## 参考文献

- Code [1808] *Code de Commerce*, 5<sup>e</sup> édition, Paris.
- Degos, J.-G. [1998] *Histoire de la comptabilité*, Presses Universitaires de France.
- Delaporte, J.-B. F. [1808] *Commentaires sur le Code de Commerce*, Demonville, Paris.
- Haulotte, R. et Stevelinck, E. [1975] *Luca Pacioli, La première traduction en français du premier traité de comptabilité, Intégré dans la Summa de Arithmetica, Geomeria Proportioni et Proportionalita*, Pragnos.
- 泉谷勝美 [1997] 『スンマへの径』 森山書店。
- 片岡泰彦 [1998] 『イタリア簿記史論』 森山書店。
- 岸悦三 [1975] 『会計生成史』 同文館出版。
- 岸悦三訳 [2004] 『フランス会計基準』 同文館出版。
- La Porte(de), M. [1769] *La science des Négocians et Teneurs de Livres, ou Instruction Générale pour tout ce qui se pratique dans les Comptoirs des Négocians, tant pour les affaires de Banque, que pour les Marchandises, et chez les Financiers pour les Comptes*, Chez les libraires associés, Paris.
- Melis, F. [1972] *Documenti per la Storia Economica dei Secoli XIII-XVI*, Istituto Internazionale di Storia Economica «F. Datini» Prato, L.S.Olscheki, Firenze.
- Merlin, M. [1808] *Répertoire universel et raisonné de jurisprudence*, Troisième édition, Tome septième, Chez Carnery, Paris.
- Nouveau Commentaire [1761] *Conseiller au Présidial d'Orléans, Nouveau Commentaire sur l'Ordonnance du Commerce du mois de Mars 1673*, chez Debure l'aîné, Paris.